

まん延防止等重点措置における対応

措置区域における**20時までの時短要請**や、府県全体について**5000人を上限とするイベント開催制限**の取組に加え、

- ① 営業時間の変更を**要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない**よう、住民に対して要請を行うこと。
- ② 飲食店に対し、**換気の徹底**に加え、**アクリル板の設置**等の飛沫感染防止策について、**厚労省告示にも明記**（命令の対象）、**徹底した見回り**を行い、**ガイドラインの遵守**を求めている。
- ③ 昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、飲食を主として業としている店舗において、**カラオケ**を行う設備を提供している場合、当該**設備の利用自粛**を要請すること。
- ④ **不要不急の外出・移動の自粛**や、**混雑している場所や時間をさけて行動**することを要請すること。
- ⑤ 「**出勤者数の7割削減**」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、**在宅勤務（テレワーク）等を徹底**するよう働きかけること。
- ⑥ **高齢者施設**等の従業者等に対する**検査を頻回に実施**すること。
- ⑦ 工場などリスクの高い場所での**重点的、集中的なモニタリング検査**
- ⑧ **病床や宿泊療養施設**の居室を計画上の最大数に速やかに移行するなど**医療提供体制対策**